



新潟県



発行 新潟県

号外 2

平成24年10月12日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

主 要 目 次

規 則

- 40 新潟県立職業能力開発校規則の一部を改正する規則（職業能力開発課）
- 41 新潟県道路の構造の技術的基準等を定める条例施行規則（道路管理課）
- 42 新潟県流域下水道管理規則の一部を改正する規則（下水道課）

規 則

新潟県立職業能力開発校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年10月12日

新潟県知事 泉田 裕彦

新潟県規則第40号

新潟県立職業能力開発校規則の一部を改正する規則

第1条 新潟県立職業能力開発校規則（昭和47年新潟県規則第63号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「追加条」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条を除く。以下この条において「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、新潟県立職業能力開発校条例（昭和44年新潟県条例第37号。以下「条例」という。）の施行に伴い、職業能力開発校（以下「能力開発校」という。）の管理及び運営並びに能力開発校が実施する職業訓練の基準等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第4条 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>(普通課程の普通職業訓練の基準)</u></p> <p>第4条の2 <u>条例第6条第2項の規則で定めるところにより行われるものは、別表第1の訓練科の欄に定める訓練科に係る訓練とする。</u></p> <p>(入校者の資格)</p> <p>第5条 普通課程の普通職業訓練を受けるため入校できる者は、<u>条例第6条第1項第1号に規定する中学校卒業等又は高等学校卒業等とする。</u></p> <p>(訓練生の義務)</p> <p>第9条 <u>訓練生（条例第10条の規定により能力開発校に入校した者</u>のうち、普通課程の普通職業訓練を受けるため入校した者をいう。以下同じ。）は、誠実に条例、この規則及びこれに基づく細則を守り、校長及び職員の指示に従い、人格の向上並びに知識及び技能の習得に努めなければならない。</p> <p>(訓練教科等)</p> <p>第13条 校長は、<u>毎訓練年度の訓練教科を条例第6条に規定する職業訓練の基準に従い編成の上、訓練計画を作成し、あらかじめ知事に報告しなければならない。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、新潟県立職業能力開発校条例（昭和44年新潟県条例第37号。以下「条例」という。）の施行に伴い、職業能力開発校（以下「能力開発校」という。）の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(入校者の資格)</p> <p>第5条 普通課程の普通職業訓練を受けるため入校できる者は、<u>学校教育法（昭和22年法律第26号）による中学校を卒業した者若しくは同法による中等教育学校の前期課程を修了した者若しくは同法による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又はこれらと同等以上の学力を有すると認められる者とする。</u></p> <p>(訓練生の義務)</p> <p>第9条 <u>訓練生（条例第4条に規定する訓練生</u>のうち、普通課程の普通職業訓練を受けるため入校した者をいう。以下同じ。）は、誠実に条例、この規則及びこれに基づく細則を守り、校長及び職員の指示に従い、人格の向上並びに知識及び技能の習得に努めなければならない。</p> <p>(訓練教科等)</p> <p>第13条 校長は、<u>毎訓練年度の訓練教科を職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「法」という。）第19条第1項に規定する職業訓練の基準に従い編成の上、訓練計画を作成し、あらかじめ知事に報告しなければならない。</u></p>

(懲戒)

第21条 校長は、訓練生が条例第11条各号のいずれかに該当したときは、退校させることができる。
2～4 (略)

(授業料の減免等)

第21条の2 条例第17条に規定する授業料、入校考査料、入校料又は受講料を納付することが困難であると認められる者は、次に掲げるとおりとする。
(1)～(6) (略)
2 条例第17条の規定による授業料、入校考査料、入校料又は受講料の全部又は一部の免除の申請その他の手続に関し必要な事項は、別に定める。

第27条 (略)(短期課程の普通職業訓練の基準)

第27条の2 条例第7条第1項第5号の規則で定める訓練科は、次に掲げるものとする。
(1) 管理監督者訓練1科
(2) 管理監督者訓練2科
(3) 管理監督者訓練3科
2 条例第7条第2項の規則で定めるところにより行われるものは、別表第2の訓練科の欄に定める訓練科に係る訓練とする。

(入校手続)

第29条 (略)
2 短期課程の普通職業訓練のうち学校教育法(昭和22年法律第26号)による中学校を新たに卒業した者を対象とするものを受けるため入校しようとする者は、入校願書(別記第1号様式)を校長に提出しなければならない。
3 (略)

(受講料の額)

第32条 短期課程の普通職業訓練に係る条例第15条第1項の規則で定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。
(1)・(2) (略)

(普通職業訓練以外の職業訓練)

第35条 条例第3条第1項の規則で定める普通職業訓練以外の職業訓練は、在職者を対象とする職業訓練で訓練時間が12時間未満のもの及び条例第4条に規定する短期課程の普通職業訓練に準ずる職業訓練(以下「セミナー」という。)とする。
2 (略)

(受講料)

(懲戒)

第21条 校長は、訓練生が条例第4条各号のいずれかに該当したときは、退校させることができる。
2～4 (略)

(授業料の減免等)

第21条の2 条例第8条に規定する授業料、入校考査料、入校料又は受講料を納付することが困難であると認められる者は、次に掲げるとおりとする。
(1)～(6) (略)
2 条例第8条の規定による授業料、入校考査料、入校料又は受講料の全部又は一部の免除の申請その他の手続に関し必要な事項は、別に定める。

第27条 (略)

(入校手続)

第29条 (略)
2 短期課程の普通職業訓練のうち学校教育法による中学校を新たに卒業した者を対象とするものを受けるため入校しようとする者は、入校願書(別記第1号様式)を校長に提出しなければならない。
3 (略)

(受講料の額)

第32条 短期課程の普通職業訓練に係る条例第6条第1項の規則で定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。
(1)・(2) (略)

(普通職業訓練以外の職業訓練)

第35条 条例第2条第1項の規則で定める普通職業訓練以外の職業訓練は、在職者を対象とする職業訓練で訓練時間が12時間未満のもの(以下「セミナー」という。)とする。
2 (略)

(受講料)

第36条 条例第15条第1項の規則で定める普通職業訓練以外の職業訓練は、セミナーとする。

2 セミナーに係る条例第15条第1項の規則で定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)・(2) (略)

(援助の内容)

第38条 能力開発校は、事業主、事業主の団体若しくはその連合団体、職業訓練法人若しくは中央職業能力開発協会若しくは新潟県職業能力開発協会又は一般社団法人若しくは一般財団法人、法人である労働組合その他の営利を目的としない法人(以下「事業主等」という。)の行う職業訓練及び労働者が自ら職業に関する教育訓練又は職業能力検定を受ける機会を確保するために必要な援助その他労働者が職業訓練、職業能力検定等を受けることを容易にする等のために事業主の講ずる措置に対し、職業訓練の実施に支障のない範囲内で、次に掲げる援助を行うものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第27条第1項に規定する職業訓練指導員を派遣すること。

(4)・(5) (略)

2・3 (略)

(寄宿料)

第43条 条例第18条第1項の規則で定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)・(2) (略)

第36条 条例第6条第1項の規則で定める普通職業訓練以外の職業訓練は、セミナーとする。

2 セミナーに係る条例第6条第1項の規則で定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)・(2) (略)

(援助の内容)

第38条 能力開発校は、事業主、事業主の団体若しくはその連合団体、職業訓練法人若しくは中央職業能力開発協会若しくは新潟県職業能力開発協会又は一般社団法人若しくは一般財団法人、法人である労働組合その他の営利を目的としない法人(以下「事業主等」という。)の行う職業訓練及び労働者が自ら職業に関する教育訓練又は職業能力検定を受ける機会を確保するために必要な援助その他労働者が職業訓練、職業能力検定等を受けることを容易にする等のために事業主の講ずる措置に対し、職業訓練の実施に支障のない範囲内で、次に掲げる援助を行うものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 法第27条第1項に規定する職業訓練指導員を派遣すること。

(4)・(5) (略)

2・3 (略)

(寄宿料)

第43条 条例第9条第1項の規則で定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)・(2) (略)

第2条 新潟県立職業能力開発校規則の一部を次のように改正する。

附則の次に別表として次の2表を加える。

別表第1 (第4条の2関係)

訓練科		訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の範囲	教科	訓練期間及び訓練時間(単位は時間とする。)	設備	
訓練系	専攻科				種別	名称
金属加工系	生産システム科 (塑性加工科)			訓練期間 2年 訓練時間 総時間 2,800	建物その他の工作物	教室 実習場
					機械	プレス用機械類 切断用機械類 板金用機械類
					その他	器工具類 計測器類 製図器及び製図用具類 教材類
		金属の接合及び加	1系基礎			

	(精密加工科)		訓練時間 総時間 2,800	工作物	
				機械	精密加工用工作機械類 情報処理用機器類
				その他	器工具類 計測器類 製図器及び製図用具類 教材類
機械加工における基礎的な技能及びこれに関する知識	1 系基礎 (1) 学科 ア 機械工学概論 イ 電気工学概論 ウ NC加工概論 エ 生産工学概論 オ 材料力学 カ 材料 キ 製図 ク 機械工作法 ケ 測定法 コ 安全衛生 (2) 実技 ア コンピュータ操作基本実習 イ 製図基本実習 ウ 安全衛生作業法	290	140		
汎用工作機械、NC工作機械等による各種切削加工及び研削加工並びに特殊工作機械による精密加工及び非切削加工における技能並びにこれに関する知識	2 専攻 (1) 学科 ア 切削加工法及び研削加工法 イ 金型工作法 ウ 精密加工法 エ 機械保全法 (2) 実技 ア 測定実習 イ NC加工実習 ウ 切削加工及び研削加工実習 エ 機械工作実	170	350		

ン系	ザイン 科			2年	の他の	実習場
				訓練時間	工作物	
				総時間	機械	情報処理用機器 類
				2,800	その他	器具及び用具類 計測器類 製図器及び製図 用具類 教材類
	デザインにおける 基礎的な技能及び これに関する知識	1 系基礎 (1) 学科 ア コンピュー タ概論 イ 生産工学概 論 ウ マーケティ ング論 エ 製図 オ 色彩 カ 造形 キ デザイン ク 材料及び加 工法 ケ 安全衛生 (2) 実技 ア 器工具使用 法 イ 平面及び立 体構成基本実 習 ウ 色彩構成基 本実習 エ デザイン基 本実習 オ 安全衛生作 業法	260			
	工業製品の開発及 び改善に必要な工 業デザイン及びモ デリングにおける 技能及びこれに関 する知識	2 専攻 (1) 学科 ア 人間工学 イ 工業デザイ ン ウ 工作法 エ 関係法規 (2) 実技 ア 製品計画実 習 イ 試作表現実 習 ウ 工業デザイ ン実習	120			
				300		

				制御用機器類 情報処理用機器類
			その他	器具類 計測器類 製図器及び製図用具類 教材類
メカトロニクス機器の組立て、操作及び保守における基礎的な技能及びこれに関する知識	<p>1 系基礎</p> <p>(1) 学科</p> <p>ア メカトロニクス工学概論</p> <p>イ 制御工学概論</p> <p>ウ 生産工学概論</p> <p>エ 機械工学</p> <p>オ 電気工学</p> <p>カ 電子工学</p> <p>キ 情報通信工学</p> <p>ク 材料力学</p> <p>ケ 応用数学</p> <p>コ 材料</p> <p>サ 製図</p> <p>シ 測定法及び試験法</p> <p>ス 安全衛生</p> <p>セ 関係法規</p> <p>(2) 実技</p> <p>ア 測定基本実習</p> <p>イ 機械操作及び工作基本実習</p> <p>ウ コンピュータ操作基本実習</p> <p>エ 製図基本実習</p> <p>オ 電気・電子回路組立基本実習</p> <p>カ 安全衛生作業法</p>	600		
メカトロニクス機器の組立て、操作及び保守並びに制御プログラムの開発における技能並	<p>2 専攻</p> <p>(1) 学科</p> <p>ア 機械設計</p> <p>イ 制御機器ソフトウェア</p>	250		

	びにこれに関する知識	ウ 機械工作法 エ 電気及び電子工作法 オ メカトロニクス機器組立法 (2) 実技 ア 制御プログラム作成実習 イ メカトロニクス機器組立実習 ウ 操作及び保守実習	450		
--	------------	--	-----	--	--

別表第 2 (第27条の 2 関係)

(1) 管理監督者コースの短期課程の普通職業訓練

訓練科	訓練の対象者	教科	訓練時間 (単位は時間とする。)	設備
管理監督者訓練 1科	管理者又は監督者としての職務に従事しようとする者又は従事している者	仕事の教え方	10	訓練に必要な机、椅子、黒板等を備えた教室
管理監督者訓練 2科		改善の仕方	10	
管理監督者訓練 3科		人の扱い方	10	

(2) 短期課程の普通職業訓練 (前号に係るものを除く。)

訓練科	訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の範囲	教科	訓練期間及び訓練時間 (単位は時間とする。)	設備	
				種別	名称
木造建築科	木造家屋の建築における技能及びこれに関する知識	1 学科 (1) 建築構造 (2) 建築設備 (3) 規く術 (4) 測量 (5) 材料 (6) 製図 (7) 工作法 (8) 施工法 (9) 安全衛生 (10) 関係法規 (11) 仕様及び積	訓練期間 1年 訓練時間 総時間 1,400	建物その他の工作物	黒板、椅子等を備えた実習場
				機械	木工用機械類
				その他	器工具類 計測器類 製図器及び製図用具類 教材類
			200		

	る知識	<ul style="list-style-type: none"> (3) 建築製図 (4) 建築仕上法 (5) 安全衛生 (6) 関係法規 2 実技 <ul style="list-style-type: none"> (1) 機械操作基本実習 (2) 調合実習 (3) 足場実習 (4) 安全衛生作業法 (5) 測定及び墨出し実習 (6) 下地施工実習 (7) 左官施工実習 (8) タイル施工実習 (9) 養生 	440		
溶接科			訓練期間 6月 訓練時間 総時間 700	建物その他の工作物	教室 実習場
				機械 その他	溶接用機械類 器具類 計測器類 製図器及び製図用具類 教材類
	金属の接合及び加工等の金属加工における基礎的な技能及びこれに関する知識 各種溶接機、加工機器、溶接ロボット等による溶接施工及び簡単な溶接検査における技能及びこれに関する知識	1 実技 <ul style="list-style-type: none"> (1) 測定基本実習 (2) 機械操作基本実習 (3) 溶接基本実習 (4) 熱切断基本実習 (5) 安全衛生作業法 (6) 特殊溶接実習 (7) 溶接ロボットティーチング実習 (8) 試験及び検査実習 	350		

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

新潟県道路の構造の技術的基準等を定める条例施行規則をここに公布する。

平成24年10月12日

新潟県知事 泉田 裕彦

新潟県規則第41号

新潟県道路の構造の技術的基準等を定める条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、新潟県道路の構造の技術的基準等を定める条例(平成24年新潟県条例第44号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(車線により構成されない車道の部分)

第2条 条例第4条第1項の規則で定める部分は、次に掲げるものとする。

- (1) 交差点
- (2) 車両の通行の用に供するため分離帯が切断された車道の部分
- (3) 乗合自動車停車所及び非常駐車帯
- (4) 付加追越車線、屈折車線、変速車線及び登坂車線のすりつけ区間
- (5) 車線の数が増加し、若しくは減少する場合又は道路が接続する場合におけるすりつけ区間(積雪寒冷地域の特性を考慮した曲線半径の値)

第3条 条例第17条第2項の規則で定める値は、当該道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げるとおりとする。

設計速度 (単位 1時間につきキロメートル)	曲線半径 (単位 メートル)
100	410
80	250
60	140
50	90
40	55

(積雪寒冷地域の特性を考慮した縦断勾配の値)

第4条 条例第22条第2項の規則で定める値は、道路の区分及び道路の設計速度に応じ、次の表の縦断勾配の欄に掲げるとおりとする。

区 分		設計速度 (単位 1時間につきキロメートル)	縦断勾配 (単位 パーセント)	
			積雪寒冷の度が甚だしい地域	その他の地域
第1種、第2種及び第3種	普通道路	100	5	5
		80	6	6
		60	7	
		50	7	8
		40	7.5	8
		30		10
第4種	普通道路	50	7	
		40	7.5	8
		20		10

(車道及び側帯の舗装の構造の基準)

第5条 条例第25条第2項の規則で定める基準は、次条から第9条までに定めるところによる。

(疲労破壊輪数)

第6条 疲労破壊輪数(舗装道において、舗装路面に49キロニュートンの輪荷重を繰り返し加えた場合に、舗装にひび割れが生じるまでに要する回数で、舗装を構成する層の数並びに各層の厚さ及び材質(以下「舗装構成」という。)が同一である区間ごとに定められるものをいう。以下同じ。)は、舗装計画交通量(舗装の設計の基礎とするために、道路の計画交通量及び2以上の車線を有する道路にあつては各車線の大型の自動車の交通の分布状況を勘案して定める大型の自動車の1車線当たりの日交通量をいう。以下同じ。)に応じ、次の表の右欄に

掲げる値以上とするものとする。

舗装計画交通量 (単位 1日につき台)	疲労破壊輪数 (単位 10年につき回)
3,000以上	35,000,000
1,000以上3,000未満	7,000,000
250以上1,000未満	1,000,000
100以上250未満	150,000
100未満	30,000

- 2 前項の疲労破壊輪数の測定は、実地に行うものとする。ただし、当該舗装道の区間の舗装と舗装構成が同一である舗装の供試体を作成した場合には、当該供試体について測定することをもって、実地に行う測定に代えることができる。
- 3 当該舗装道の区間と舗装構成が同一である他の舗装道の区間の舗装が第1項の基準に適合することが明らかである場合は、当該舗装道の区間の舗装についても同項の基準に適合するものとみなす。
(塑性変形輪数)

第7条 塑性変形輪数(舗装道において、舗装の表層の温度を60度とし、舗装路面に49キロニュートンの輪荷重を繰り返し加えた場合に、当該舗装路面が下方に1ミリメートル変位するまでに要する回数で、舗装の表層の厚さ及び材質が同一である区間ごとに定められるものをいう。以下同じ。)は、道路の区分及び舗装計画交通量に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とするものとする。

区 分	舗装計画交通量 (単位 1日につき台)	塑性変形輪数 (単位 1ミリメートルにつき回)
第1種、第2種、第3種第2級 及び第4種第1級	3,000以上	3,000
	3,000未満	1,500
その他		500

- 2 前項の塑性変形輪数の測定は、実地に行うものとする。ただし、当該舗装道の区間の舗装と表層の厚さ及び材質が同一である舗装の供試体を作成した場合には、当該供試体について測定することをもって、実地に行う測定に代えることができる。
- 3 当該舗装道の区間の舗装と表層の厚さ及び材質が同一である他の舗装道の区間の舗装が第1項の基準に適合することが明らかである場合は、当該舗装道の区間の舗装についても同項の基準に適合するものとみなす。
(平たん性)

第8条 平たん性(舗装道の車道(2以上の車線を有する道路にあつては、各車線。以下この項において同じ。)において、車道の中心線から1メートル離れた地点を結ぶ、中心線に平行する2本の線のいずれか一方の線(条例第34条の規定に基づき凸部が設置された路面上の区間に係るものを除く。)上に延長1.5メートルにつき1箇所以上の割合で選定された任意の地点について、舗装路面と想定平たん舗装路面(路面を平たんとなるよう補正した場合に想定される舗装路面をいう。)との高低差を測定することにより得られる、当該高低差のその平均値に対する標準偏差で、舗装の表層の厚さ及び材質が同一である区間ごとに定められるものをいう。以下同じ。)は、2.4ミリメートル以下とするものとする。

- 2 前項の平たん性の測定は、実地に行うものとする。
(浸透水量)

第9条 自動車の安全かつ円滑な交通を確保するため雨水を道路の路面下に円滑に浸透させることができる構造とする必要がある場合においては、浸透水量(舗装道において、直径15センチメートルの円形の舗装路面の路面下に15秒間に浸透する水の量で、舗装の表層の厚さ及び材質が同一である区間ごとに定められるものをいう。以下同じ。)は、道路の区分に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とするものとする。

区 分	浸透水量 (単位 15秒につきミリリットル)
第1種、第2種、第3種第2級 及び第4種第1級	1,000
その他	300

- 2 前項の浸透水量の測定は、実地に行うものとする。
(交通安全施設)

第10条 条例第33条の規則で定めるものは、次に掲げる施設とする。

- (1) 駒止め
- (2) 道路標識
- (3) 道路情報管理施設（緊急連絡施設を除く。）
- (4) 他の車両又は歩行者を確認するための鏡
（防雪施設）

第11条 条例第37条第1項の規則で定めるものは、次に掲げる施設とする。

- (1) 吹きだまり防止施設
- (2) 雪崩防止施設
（橋、高架の道路等）

第12条 橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路（以下「橋等」という。）の構造は、当該橋等の構造形式及び交通の状況並びに当該橋等の存する地域の地形、地質、気象その他の状況を勘案し、死荷重、活荷重、風荷重、地震荷重その他の当該橋等に作用する荷重及びこれらの荷重の組合せに対して十分安全なものでなければならない。

（道路標識の寸法）

第13条 条例第45条の規則で定める寸法は、別表に定めるとおりとする。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

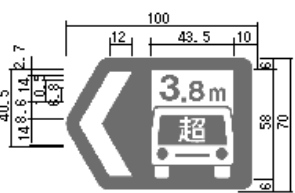


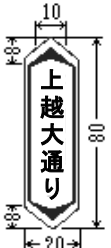
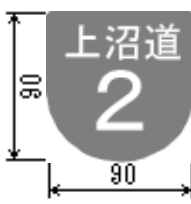

別表（第13条関係）

(1) 案内標識（道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府・建設省令第3号。以下「省令」という。）第3条の2に規定する案内標識をいう。以下同じ。）

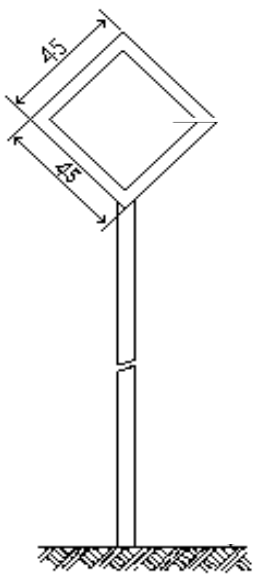


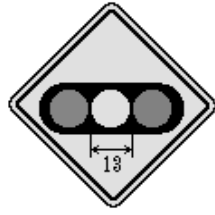
都府県 (102-B)	入口の方向 (103-A)	入口の方向 (103-B)
<p>(120×200)</p>	<p>(120×120)</p>	<p>(120×120)</p>
入口の予告 (104)	方面及び距離 (106-B)	方面及び車線 (107-A)
<p>(120×120)</p>		<p>(180×210)</p>
方面及び車線 (107-B)	方面及び方向 (108の2-D)	方面及び方向 (108の2-E)
<p>(140×250)</p>	<p>(140×320)</p>	<p>(120×200)</p>
出口の予告 (109)	方面及び出口の予告 (110-A)	方面及び出口の予告 (110-B)


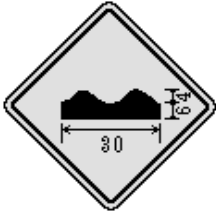

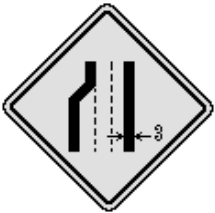


<p>(150×450)</p>	<p>(270×350)</p>	<p>(200×320)</p>
<p>方面、車線及び出口の予告 (111-A)</p>	<p>方面、車線及び出口の予告 (111-B)</p>	<p>方面及び出口 (112-A)</p>
<p>(245×350)</p>	<p>(180×320)</p>	<p>(270×350)</p>
<p>方面及び出口 (112-B)</p>	<p>出口 (113-A)</p>	<p>出口 (113-B)</p>
<p>(200×320)</p>	<p>(195×240)</p>	<p>(295×150)</p>
<p>サービス・エリアの予告 (116-A)</p>		<p>サービス・エリアの予告 (116-B)</p>
<p>サービス・エリア (116の2-A)</p>		<p>サービス・エリア (116の2-B)</p>

<p>非常電話 (116の2)</p>	<p>待避所 (116の3)</p>	<p>非常駐車帯 (116の4)</p>
 <p>(90×60)</p>	 <p>(90×60)</p>	 <p>(90×60)</p>
<p>駐車場 (117-A)</p>	<p>駐車場 (117-B)</p>	<p>登坂車線 (117の2-A)</p>
 <p>(60×60)</p>	 <p>(90×60)</p>	 <p>(60×160)</p>
<p>登坂車線 (117の2-B)</p>	<p>都道府県道番号 (118の2-A)</p>	<p>都道府県道番号 (118の2-B)</p>
 <p>(90×240)</p>		
<p>都道府県道番号 (118の2-C)</p>	<p>総重量限度緩和指定道路 (118の3-A)</p>	<p>総重量限度緩和指定道路 (118の3-B)</p>
		
<p>高さ限度緩和指定道路 (118の4-A)</p>	<p>高さ限度緩和指定道路 (118の4-B)</p>	<p>高さ限度緩和指定道路 (118の4-C)</p>
		

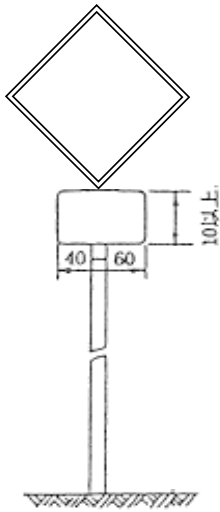

<p>高さ限度緩和指定道路 (118の4-D)</p>	<p>道路の通称名 (119-A)</p>	<p>道路の通称名 (119-B)</p>
		
<p>道路の通称名 (119-C)</p>	<p>道路の通称名 (119-D)</p>	<p>まわり道 (120-A)</p>
		 <p>(30×45)</p>

(2) 警戒標識 (省令第3条の2に規定する警戒標識をいう。以下同じ。)

<p>本標識板の寸法</p>		
		
<p>+形道路交差点あり (201-A)</p>	<p>右 (又は左) 方屈曲あり (202)</p>	<p>信号機あり (208の2)</p>
		

<p>落石のおそれあり (209の2)</p>	<p>路面凹凸あり (209の3)</p>	<p>合流交通あり (210)</p>
		
<p>車線数減少 (211)</p>	<p>幅員減少 (212)</p>	<p>二方向交通 (212の2)</p>
		

(3) 補助標識 (省令第3条の2に規定する補助標識をいう。以下同じ。)

<p>補助標識板の寸法</p> 
<p>注意事項 (510)</p>


備考

1 本標識板（本標識の標示板をいう。以下同じ。）の寸法

- (1) 寸法が図示されているものについては、図示の寸法（その単位はセンチメートルとする。以下同じ。）を基準とする。
- (2) 道路法（昭和27年法律第180号）第48条の4に規定する自動車専用道路で当該自動車専用道路と同法第48条の3に規定する道路等との交差の方式が立体交差であるもの（以下「自動車専用道路」という。）に設置する案内標識で、地名が表示されているものについては、地名を表示する文字の字数の多少により図示の横寸法を拡大し、又は縮小することができる。
- (3) 自動車専用道路に設置する案内標識については、図示の寸法の3倍まで拡大することができる。
- (4) 自動車専用道路に設置する警戒標識については、設計速度が60キロメートル毎時以上の自動車専用道路に設置する場合にあっては図示の寸法の2倍まで、設計速度が100キロメートル毎時の自動車専用道路に設置する場合にあっては図示の寸法の2.5倍まで、それぞれ拡大することができる。
- (5) 自動車専用道路以外の道路に設置する「駐車場」を表示する案内標識については、便所を表す記号を表示する場合にあっては、図示の横寸法を図示の寸法の2.5倍まで拡大することができる。
- (6) 自動車専用道路以外の道路に設置する「駐車場」、「都道府県道番号（118の2-A）」、「総重量限度緩和指定道路（118の3-A・B）」、「高さ限度緩和指定道路（118の4-A・B）」及び「まわり道（120-A）」を表示する案内標識並びに警戒標識については、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては図示の寸法（前号に規定するところにより図示の横寸法を拡大する場合にあっては、当該拡大後の図示の寸法）の1.3倍、1.6倍又は2倍に、それぞれ拡大することができる。
- (7) 自動車専用道路以外の道路に設置する「登坂車線」、「都道府県道番号（118の2-B・C）」及び「道路の通称名」を表示する案内標識については、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の1.5倍又は2倍に、それぞれ拡大することができる。
- (8) 自動車専用道路以外の道路に設置する「道路の通称名」を表示する案内標識については、表示する文字の字数により図示の横寸法（道路の通称名（119-C）を表示するものについては、縦寸法）を拡大することができる。

2 本標識板に図示する文字等の大きさ等

- (1) 寸法が図示されている文字及び記号の大きさは、図示の寸法を基準とする。
- (2) 自動車専用道路以外の道路に設置する案内標識で、「入口の方向」、「入口の予告」、「方面、方向及び道路の通称名の予告」、「方面、方向及び道路の通称名」、「著名地点（114-B）」、「非常電話」、「待避所」、「非常駐車帯」、「駐車場」、「登坂車線」、「都道府県道番号」、「総重量限度緩和指定道路」、「高さ限度緩和指定道路（118の4-A・B）」、「道路の通称名」及び「まわり道」を表示するもの以外のものの文字の大きさは、道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値（ローマ字にあっては、その2分の1の値）を基準とする。ただし、必要がある場合にあっては、これを1.5倍、2倍、2.5倍又は3倍に、それぞれ拡大することができる。

設計速度 (単位 1時間につきキロメートル)	文字の大きさ (単位 センチメートル)
70以上	30
40, 50又は60	20
30以下	10

- (3) 「方面、方向及び道路の通称名の予告」及び「方面、方向及び道路の通称名」を表示する案内標識については、矢印外の文字の大きさは、前号の規定によるものとし、矢印中の文字の大きさは、矢印外の文字の大きさの0.6倍の大きさとする。
- (4) 「著名地点（114-B）」を表示する案内標識の文字の大きさは、10センチメートルを標準とする。
- (5) 「市町村」、「都府県」並びに「方面、方向及び距離」、「方面及び距離」、「方面及び車線」、「方面及び方向の予告」、「方面及び方向」、「方面、方向及び道路の通称名の予告」、「方面、方向及び道路の通称名」、「方面及び出口の予告」、「方面、車線及び出口の予告」、「方面及び出口」及び「著名地点」を表示する案内標識に、それぞれ市町村章、県章及び公共施設等の形状等を表す記号を表示する場合の当該記号の大きさは、日本字の大きさの1.7倍以下の大きさとする。
- (6) 自動車専用道路以外の道路に設置する「駐車場」を表示する案内標識に便所を表す記号を表示する場合の当該記号の大きさは、駐車場を表示する記号の0.7倍以下の大きさとする。

(7) 縁、縁線及び区分線の太さは、それぞれ次に定める寸法を基準とする。

ア 案内標識 縁は、自動車専用道路以外の道路に設置するもので、「待避所」、「駐車場」及び「まわり道(120-B)」を表示するものについては9ミリメートル、「都道府県道番号(118の2-A)」、「総重量限度緩和指定道路(118の3-A・B)」及び「高さ限度緩和指定道路(118の4-A・B)」を表示するものについては16ミリメートル、「登坂車線」を表示するものについては10ミリメートル、「都道府県道番号(118の2-B・C)」及び「道路の通称名」を表示するものについては8ミリメートル、その他のものについては日本字の大きさの20分の1以上の太さとし、縁線及び区分線は、日本字の大きさの20分の1以上の太さとする。

イ 警戒標識 縁及び縁線は、12ミリメートルとする。

3 補助標識板(補助標識の標示板をいう。)の寸法

(1) 図示の寸法を基準とする。

(2) 補助標識は、その附置される本標識板の拡大率又は縮小率と同じ比率で拡大し、又は縮小することができる。

新潟県流域下水道管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年10月12日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第42号

新潟県流域下水道管理規則の一部を改正する規則

新潟県流域下水道管理規則（昭和55年新潟県規則第60号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）に対応する同表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）が存在する場合には当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には当該移動後条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<u>新潟県流域下水道条例施行規則</u>	<u>新潟県流域下水道管理規則</u>
(趣旨)	(趣旨)
第 1 条 この規則は、新潟県流域下水道条例（昭和55年新潟県条例第10号。 <u>以下「条例」という。</u> ）の <u>施行に関し、必要な事項を定めるものとする。</u>	第 1 条 この規則は、新潟県流域下水道条例（昭和55年新潟県条例第10号） <u>第 3 条の規定に基づき、流域下水道の管理に関して必要な事項を定めるものとする。</u>
<u>（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのない排水施設又は処理施設）</u>	
第 2 条 <u>条例第 4 条第 3 号に規定する規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する排水施設（これを補完する施設を含む。以下同じ。）及び処理施設（これを補完する施設を含む。以下同じ。）とする。</u>	
<u>（1）排水管その他の下水が飛散し、及び人が立ち入るおそれのない構造のもの</u>	
<u>（2）人が立ち入ることが予定される部分を有する場合には、当該部分を流下する下水の上流端における水質が次に掲げる基準に適合するもの</u>	
<u>ア 下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第 6 条に規定する基準</u>	
<u>イ 大腸菌が検出されないこと。</u>	
<u>ウ 濁度が 2 度以下であること。</u>	
<u>（3）前 2 号に掲げるもののほか、周辺の土地利用の状況、当該施設に係る下水の水質その他の状況からみて、生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれがないと認められるもの</u>	
<u>2 前項第 2 号イ及びウに規定する基準は、下水道</u>	

法施行規則第4条の3第2項の規定に基づき国土交通大臣が定める方法（平成20年国土交通省告示第334号）に規定する方法により検定した場合における検出値によるものとする。

（排水施設及び処理施設の耐震性能を確保するために講ずべき措置）

第3条 条例第4条第5号に規定する規則で定める措置は、次項及び第4項に規定する耐震性能を確保するために講ずべきものとして次に掲げる措置とする。

（1）排水施設又は処理施設の周辺の地盤（埋戻し土を含む。次号及び第4号において同じ。）に液化が生ずるおそれがある場合においては、当該排水施設又は処理施設の周辺の地盤の改良、埋戻し土の締め固め若しくは固化若しくは砕石による埋戻し又は杭基礎の強化その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置

（2）排水施設又は処理施設の周辺の地盤に側方流動が生ずるおそれがある場合においては、護岸の強化又は地下連続壁の設置その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置

（3）排水施設又は処理施設の伸縮その他の変形により当該排水施設又は処理施設に損傷が生ずるおそれがある場合においては、可撓継手又は伸縮継手の設置その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置

（4）前3号に定めるもののほか、施設に用いられる材料、施設の周辺の地盤その他の諸条件を勘案して、耐震性能を確保するために必要と認められる措置

2 重要な排水施設及び処理施設の耐震性能は、次に定めるとおりとする。

（1）施設の供用期間内に発生する確率が高い地震動に対して、所要の構造の安定を確保し、かつ、当該排水施設及び処理施設の健全な流下能力及び処理機能を損なわないこと。

（2）施設の供用期間内に発生する確率が低い、大きな強度を有する地震動に対して、生じる被害が軽微であり、かつ、地震後の速やかな流下能力及び処理機能の回復が可能なものとし、当該排水施設及び処理施設の所期の流下能力及び

処理機能を保持すること。

3 前項に規定する重要な排水施設とは、次の各号のいずれかに該当する排水施設をいう。

(1) 地域の防災対策上必要と認められる施設の水を排除するために設けられる排水施設その他の都市機能の維持を図る上で重要な排水施設

(2) 破損した場合に2次災害を誘発するおそれがあり、又は復旧が極めて困難であると見込まれる排水施設

4 その他の排水施設の耐震性能は、第2項第1号に定めるとおりとする。

5 前項に規定するその他の排水施設とは、第3項に定める排水施設以外の排水施設をいう。

(排水管の内径及び排水^{きよ}渠の断面積の数値)

第4条 条例第5条第1号に規定する規則で定める数値は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数値とする。

(1) 排水管の内径 100ミリメートル(自然流下によらない排水管にあつては、30ミリメートル)

(2) 排水^{きよ}渠の断面積 5,000平方ミリメートル

(汚泥処理施設の構造について講ずべき措置)

第5条 条例第6条第2号に規定する規則で定める措置は、次のとおりとする。

(1) 汚泥の処理に伴う排気による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための排ガス処理設備の設置その他の措置

(2) 汚泥の処理に伴う排液による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための排液を水処理施設に送水する導管の設置その他の措置

(3) 汚泥の処理に伴う残さい物による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための残さい物の飛散及び流出を防止する覆いの設置その他の措置

(汚泥処理施設の維持管理について講ずべき措置)

第6条 条例第8条第6号に規定する規則で定める措置は、次のとおりとする。

(1) 汚泥の処理に伴う排気による生活環境の保全

<p><u>又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための排ガス処理等の措置</u></p> <p>(2) <u>汚泥の処理に伴う排液による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための排液の水処理施設への送水等の措置</u></p> <p>(3) <u>汚泥の処理に伴う残さい物による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための残さい物の飛散及び流出の防止等の措置</u></p>	
<p><u>第7条</u> (略)</p>	<p><u>第2条</u> (略)</p>
<p><u>第8条</u> (略)</p>	<p><u>第3条</u> (略)</p>
<p><u>第9条</u> (略)</p>	<p><u>第4条</u> (略)</p>
<p><u>第10条</u> (略)</p>	<p><u>第5条</u> (略)</p>
<p><u>第11条</u> (略)</p>	<p><u>第6条</u> (略)</p>
<p><u>別記第1号様式</u> (第7条関係)</p> <p>流域関連公共下水道接続承認申請書 (略)</p> <p>流域下水道に流域関連公共下水道を下記のとおり接続したいので、<u>新潟県流域下水道条例施行規則第7条第1項</u>の規定により承認して下さるよう申請します。 (略)</p>	<p><u>別記第1号様式</u> (第2条関係)</p> <p>流域関連公共下水道接続承認申請書 (略)</p> <p>流域下水道に流域関連公共下水道を下記のとおり接続したいので、<u>新潟県流域下水道管理規則第2条第1項</u>の規定により承認して下さるよう申請します。 (略)</p>
<p><u>第2号様式</u> (第7条関係)</p> <p>流域関連公共下水道接続変更承認申請書 (略)</p> <p>年 月 日付け 第 号 で承認を受けた流域関連公共下水道について承認の内容を下記のとおり変更したいので、<u>新潟県流域下水道条例施行規則第7条第2項</u>の規定により承認して下さるよう申請します。 (略)</p>	<p><u>第2号様式</u> (第2条関係)</p> <p>流域関連公共下水道接続変更承認申請書 (略)</p> <p>年 月 日付け 第 号 で承認を受けた流域関連公共下水道について承認の内容を下記のとおり変更したいので、<u>新潟県流域下水道管理規則第2条第2項</u>の規定により承認して下さるよう申請します。 (略)</p>

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。